

区分		金額	
公文書の種類	公開の実施方法		
文書及び図画(条例第 16 条第 3 項に規定する公文書を除く。)	複写機による写しの作成	モノクロ単色刷りで日本産業規格 A 列 4 番及び 3 番の用紙	1 枚につき 10 円
		モノクロ単色刷りで日本産業規格 A 列 2 番の用紙	1 枚につき 70 円
		モノクロ単色刷りで日本産業規格 A 列 1 番の用紙	1 枚につき 100 円
		モノクロ単色刷りで日本産業規格 A 列 0 番の用紙	1 枚につき 150 円
		多色刷りで日本産業規格 A 列 4 番の用紙	1 枚につき 50 円
		多色刷りで日本産業規格 A 列 3 番の用紙	1 枚につき 80 円
		多色刷りで日本産業規格 A 列 2 番の用紙	1 枚につき 110 円
		多色刷りで日本産業規格 A 列 1 番の用紙	1 枚につき 150 円
		多色刷りで日本産業規格 A 列 0 番の用紙	1 枚につき 260 円
フィルム	マイクロフィルム	印刷物に出力したものの交付(モノクロ単色刷りで日本産業規格 A 列 4 番及び 3 番の用紙に限る。)	1 枚につき 10 円
電磁的記録	印刷物に出力したもの	モノクロ単色刷りで日本産業規格 A 列 4 番及び 3 番の用紙	1 枚につき 10 円

	モノクロ単色刷りで 日本産業規格 A 列 2 番の用紙	1 枚につき 70 円
	モノクロ単色刷りで 日本産業規格 A 列 1 番の用紙	1 枚につき 100 円
	モノクロ単色刷りで 日本産業規格 A 列 0 番の用紙	1 枚につき 150 円
	多色刷りで日本産業 規格 A 列 4 番の用紙	1 枚につき 50 円
	多色刷りで日本産業 規格 A 列 3 番の用紙	1 枚につき 80 円
	多色刷りで日本産業 規格 A 列 2 番の用紙	1 枚につき 110 円
	多色刷りで日本産業 規格 A 列 1 番の用紙	1 枚につき 150 円
	多色刷りで日本産業 規格 A 列 0 番の用紙	1 枚につき 260 円
	光ディスクに複写したものの交付	1 枚につき 100 円に 1 ファイルごとに 150 円 を加えた額
	その他の電磁的記録媒体に複写したものの 交付	実費を勘案し、実施機 関が定める額
	電磁的記録の送信	1 ファイルにつき 100 円
写しの送付		郵便料金相当額